

「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-造船・船用工業分野の基準について-」の一部改正について

令和4年8月30日

「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-造船・船用工業分野の基準について-」について、今般、下記のとおり必要な改正を行いましたので、公表します。

記

赤字が修正部分

通し 番号	該当ページ (改正後)	改正箇所	現行	改正
1	P.7	第2 特定技能外国人が有すべき技能水準 【関係規定】 分野別運用方針(抜粋)	<p>3 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項</p> <p>造船・船用工業分野において特定技能の在留資格で受け入れる外国人は、以下に定める試験に合格した者（2号特定技能外国人については、実務経験の要件も満たす者）とする。</p> <p>また、特定技能1号の在留資格については、造船・船用工業分野に関する第2号技能実習を修了した者は、必要な技能水準及び日本語能力水準を満たしているものとして取り扱う。</p> <p>(1) 1号特定技能外国人</p> <p>ア 技能水準（試験区分）</p> <p>別表a. 試験区分（3（1）関係）の欄に掲げる試験</p>	<p>3 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項</p> <p>造船・船用工業分野において特定技能の在留資格で受け入れる外国人は、以下に定める試験に合格した者（2号特定技能外国人については、実務経験の要件も満たす者）とする。</p> <p>また、特定技能1号の在留資格については、造船・船用工業分野に関する第2号技能実習を修了した者は、必要な技能水準及び日本語能力水準を満たしているものとして取り扱う。</p> <p>(1) 1号特定技能外国人</p> <p>ア 技能水準（試験区分）</p> <p>別表a. 試験区分（3（1）関係）の欄に掲げる試験</p>

			イ 日本語能力水準 「国際交流基金日本語基礎テスト」又は「日本語能力試験（N 4 以上）」	イ 日本語能力水準 (ア)「国際交流基金日本語基礎テスト」又は「日本語能力試験（N 4 以上）」 (イ) そのほか、「日本語教育の参照枠」の A 2 相当以上の水準と認められるもの
--	--	--	--	--